

公立大学法人埼玉県立大学中期目標期間評価実施要領

平成 27 年 1 月 27 日 決定

令和 4 年 4 月 1 日 一部改正

埼玉県公立大学法人埼玉県立大学評価委員会

第 1 趣旨

この要領は、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 78 条の 2 第 1 項に基づき、埼玉県公立大学法人埼玉県立大学評価委員会（以下「評価委員会」という。）が行う公立大学法人埼玉県立大学（以下「法人」という。）の中期目標の期間における業務の実績に関する評価（以下「中期目標期間評価」という。）の実施に関し必要な事項を定める。

第 2 中期目標期間評価の実施方法

中期目標期間評価は、法人が、当該中期目標期間における業務の実績及び自己評価を内容とする業務実績報告書（様式 1）を評価委員会に提出し、評価委員会が、当該報告書及び法人への聴取等に基づき調査・分析を行うとともに、その結果を踏まえて「項目別評価」及び「全体評価」を行い、業務実績評価書（様式 2）を作成することにより実施する。

第 3 法人による自己評価

1 小項目別評価

法人は、中期計画の記載事項（以下「小項目」という。）ごとに、当該中期目標期間における業務の実績を記載するとともに、中期計画の実施状況を次の 4 段階により自己評価し、その理由を明らかにする。

S：中期計画を上回って実施している。

A：中期計画を十分に実施している。

B：中期計画を十分には実施していない。

C：中期計画を実施していない。

2 大項目別評価

法人は、小項目別評価の結果及び特筆すべき事項（以下「特記事項」という。）の内容を踏まえ、中期目標の項目（以下「大項目」という。）ごとに、当該中期目標期間における中期目標の達成状況について、記述式により自己評価する。

なお、教育研究に関する項目の自己評価に当たっては、認証評価機関の評価結果を踏まえるものとする。

3 全体評価

法人は、大項目別評価の結果を踏まえ、当該中期目標期間における業務実績の全体について、記述式により総合的な自己評価を行う。

第4 評価委員会による評価

1 調査・分析

評価委員会は、法人から提出された業務実績報告書等を基に、法人から聴取等を行うことにより、中期目標の達成状況について調査・分析を行う。

2 項目別評価（大項目別評価）

評価委員会は、調査・分析の結果を踏まえ、大項目ごとに、中期目標の達成状況及び特記事項の内容を総合的に勘案して、次の5段階により評価するとともに、その理由を明らかにする。

5：中期目標の達成状況が特筆すべきものである。

4：中期目標の達成状況が良好である。

3：中期目標の達成状況がおおむね良好である。

2：中期目標の達成状況がやや不十分である。

1：中期目標の達成状況が著しく不十分であり、重大な改善事項がある。

○ 評価の目安

「5」と評価する場合

- ・原則として小項目別評価がすべてS又はAであり、かつ、中期目標の達成状況や特記事項の内容に特筆すべき取組等があると、評価委員会が特に認める場合

「4」と評価する場合

- ・原則として小項目別評価がすべてS又はAであり、かつ、評価委員会が「4」相当と認める場合
- ・小項目別評価がすべてS又はAではないが、主たる中期目標の達成状況や特記事項の内容を総合的に勘案して評価委員会が「4」相当と認める場合

「3」と評価する場合

- ・原則として小項目別評価におけるS又はAの割合が9割以上であり、かつ、評価委員会が「3」相当と認める場合
- ・小項目別評価におけるS又はAの割合が9割には満たないが、主たる中期目標の達成状況や特記事項の内容を総合的に勘案して評価委員会が「3」相当と認める場合

「2」と評価する場合

- ・原則として小項目別評価におけるS又はAの割合が9割に満たず、かつ、評価委員会が「2」相当と認める場合

- ・小項目別評価におけるS又はAの割合が9割以上ではあるが、主たる中期目標の達成状況等を総合的に勘案して評価委員会が「2」相当と認める場合
- 「1」と評価する場合
- ・中期目標の達成のためには重大な改善事項があると、評価委員会が特に認める場合

3 全体評価

評価委員会は、項目別評価の結果を踏まえ、当該中期目標期間における業務実績の全体について、記述式により総合的な評価を行う。また、必要がある場合は、法人に対する業務運営の改善その他の勧告事項を記載する。

第5 事業年度評価のスケジュール

事業年度評価は、原則として、次のスケジュールにより実施する。

- 6月 業務実績報告書を受理
- 7月 業務実績報告書等に基づく調査・分析
- 8月 事業年度評価の決定（業務実績評価書の作成）
評価結果の法人への通知並びに知事への報告及び公表

様式 1

公立大学法人埼玉県立大学
第 期中期目標期間 業務実績報告書
(〇〇 年度～〇〇 年度)

〇〇 年 月
公立大学法人埼玉県立大学

目 次

□ 法人の概要

- 1 基本的情報
- 2 組織・人員情報
- 3 審議機関情報
- 4 学生に関する情報

□ 全体評価（全体的実施状況）

- 1 業務の実施状況について
- 2 財務その他の状況について
- 3 その他

□ 項目別実施状況

- I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標
- II 業務運営の改善及び効率化に関する目標
- III 財務内容の改善に関する目標
- IV 自己点検・評価及び当該情報の提供に関する目標
- V その他業務運営に関する重要目標

□ 法人の概要

1 基本的情報

法人名	
所在地	
設立に係る根拠法	
設立団体	
設立認可年月日	
設立登記年月日	
沿革	
法人の基本的な目標	
法人の業務	
資本金	

2 組織・人員情報

(1) 組織

(2) 役員

(3) 教員数（常勤・非常勤別）

(4) 職員数（常勤・非常勤別）

(5) 教職員（常勤職員に限る）の平均年齢

3 審議機関情報

4 学生に関する情報

□ 全体評価（全体的実施状況）

□ 項目別実施状況

1 ●●●●●

(1) ■■■■■

ア ▲▲▲▲▲

中期目標	
------	--

中期計画	業務の実績	自己評価	評価の理由

(必要に応じて適宜行などを追加)

	構成する小項目別評価の結果	自己評価	S又はAの割合
	S：中期計画を上回って実施している。		
	A：中期計画を十分に実施している。		
	B：中期計画を十分には実施していない。		
	C：中期計画を実施していない。		

特記事項	備考

大項目評価 (大項目の達成状況)	備考

注) 目次 I ~ v の項目 (中期目標の項目) 別に作成すること。

公立大学法人埼玉県立大学
第 期中期目標期間業務実績評価書
(○○ 年度～○○ 年度)

○○ 年 月

埼玉県公立大学法人埼玉県立大学評価委員会

目 次

第一 評価の基本的な考え方

第二 評価の結果

1 全体評価

(1) 総評

(2) 中期目標の達成状況

(3) 改善を要する事項

2 項目別評価

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標

III 財務内容の改善に関する目標

IV 自己点検・評価及び当該情報の提供に関する目標

V その他業務運営に関する重要目標

第一 評価の基本的な考え方

埼玉県地方独立行政法人評価委員会は、地方独立行政法人法第78条の2第1項の規定に基づき、公立大学法人埼玉県立大学（以下「埼玉県立大学」という。）の第 期中期目標期間における業務の実績について、以下の基本的な考え方により評価を行った。

評価の実施に当たっては、埼玉県立大学の中期計画に定めた事項ごとにその実績等を記載した業務実績報告書及び法人への聴取等に基づき調査・分析を行い、その結果を踏まえて「項目別評価」及び「全体評価」を行う。

1 項目別評価

中期目標に掲げる次の事項ごとに、当該中期目標の達成状況及び特記事項の内容を総合的に勘案して、5段階により評価する。

- I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標
- II 業務運営の改善及び効率化に関する目標
- III 財務内容の改善に関する目標
- IV 自己点検・評価及び当該情報の提供に関する目標
- V その他業務運営に関する重要目標

[5段階]

- 5：中期目標の達成状況が特筆すべきものである。
- 4：中期目標の達成状況が良好である。
- 3：中期目標の達成状況がおおむね良好である。
- 2：中期目標の達成状況がやや不十分である。
- 1：中期目標の達成状況が著しく不十分であり、重大な改善事項がある。

2 全体評価

項目別評価の結果を踏まえ、第 期中期目標期間における業務の実績の全体について、記述式により総合的に評価する。また、必要がある場合は、業務運営の改善その他の勧告をする。

第二 評価の結果

1 全体評価

(1) 総評

(2) 中期目標の達成状況

(3) 改善を要する事項

2 項目別評価

I	大学の教育研究等の質の向上に関する目標
評価	
(講評)	

II	業務運営の改善及び効率化に関する目標
評価	
(講評)	

III	財務内容の改善に関する目標
評価	
(講評)	

IV	自己点検・評価及び当該情報の提供に関する目標
評価	
(講評)	

V	その他業務運営に関する重要目標
評価	
(講評)	